

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年11月9日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長 岩崎 俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	株式インデックス225
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成23年5月12日から平成24年5月9日まで) 3,000億円を上限とする。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されま す。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年5月11日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年7月1日および平成23年7月29日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の關係情報を新たな情報により訂正するため、また 第二部 ファンド情報、第三部 委託会社等の情報 に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】**第二部【ファンド情報】****第1【ファンドの状況】**

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)ファンドの仕組み

(図 省略)

委託会社の概況

委託会社

(中略)

・資本金の額

平成23年3月末現在、17,180百万円

(中略)

・大株主の状況（平成23年3月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

<訂正後>

(3)ファンドの仕組み

(図 省略)

委託会社の概況

委託会社

(中略)

・資本金の額

平成23年9月末現在、17,180百万円

(中略)

・大株主の状況（平成23年9月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)運用体制

ファンドの運用体制は以下の通りです。

（中略）

ファンドの運用体制等は平成23年5月11日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3)運用体制

ファンドの運用体制は以下の通りです。

（中略）

ファンドの運用体制等は平成23年11月9日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正前>

(4)分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

（中略）

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

（以下 略）

<訂正後>

(4)分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

（中略）

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（以下 略）

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様~~に~~帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様~~の~~投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

（中略）

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（中略）

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

（中略）

投資リスクに関する管理体制等は平成23年5月11日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

（中略）

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（中略）

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

（中略）

投資リスクに関する管理体制等は平成23年11月9日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の65.1（税抜年10,000分の62）以内（平成23年5月11日現在 年10,000分の65.1（税抜年10,000分の62））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の27	年10,000分の30	年10,000分の5

* 上記配分は、平成23年5月11日現在の信託報酬率における配分です。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

<訂正後>

(3)信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の65.1（税抜年10,000分の62）以内（平成23年11月9日現在 年10,000分の65.1（税抜年10,000分の62））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の27	年10,000分の30	年10,000分の5

* 上記配分は、平成23年11月9日現在の信託報酬率における配分です。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

<訂正前>

(5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1

月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

（以下 略）

<訂正後>

(5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除の適用があります。)のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

（以下 略）

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は平成23年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	18,462,539,400	96.61
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		646,886,711	3.38
合計（純資産総額）		19,109,426,111	100.00

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建 / 売建	通貨	枚数	簿価	評価額 (時価)	投資比率 (%)
日経平均株価先物(2011年12月限)	大阪証券取引所	株価指数先物	買建	円	72	616,370,360	626,400,000	3.27

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	85,000	12,438.95	1,057,311,000	13,990.00	1,189,150,000	6.22
2	日本	株式	ファナック	電気機器	85,000	12,751.91	1,083,913,000	10,830.00	920,550,000	4.81
3	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	255,000	3,141.23	801,015,000	2,292.00	584,460,000	3.05
4	日本	株式	京セラ	電気機器	85,000	8,627.27	733,318,000	6,540.00	555,900,000	2.90
5	日本	株式	KDDI	情報・通信業	850	535,062.96	454,803,520	536,000.00	455,600,000	2.38
6	日本	株式	キヤノン	電気機器	127,500	4,041.11	515,242,500	3,550.00	452,625,000	2.36
7	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	170,000	3,585.18	609,482,000	2,299.00	390,830,000	2.04
8	日本	株式	テルモ	精密機器	85,000	4,307.25	366,117,000	4,065.00	345,525,000	1.80
9	日本	株式	信越化学工業	化学	85,000	4,750.10	403,759,000	3,830.00	325,550,000	1.70
10	日本	株式	セコム	サービス業	85,000	4,053.88	344,580,000	3,750.00	318,750,000	1.66
11	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	85,000	3,998.29	339,855,000	3,680.00	312,800,000	1.63
12	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	85,000	5,448.75	463,144,000	3,560.00	302,600,000	1.58
13	日本	株式	エーザイ	医薬品	85,000	3,021.34	256,814,000	3,125.00	265,625,000	1.39
14	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	85,000	3,265.01	277,526,000	2,941.00	249,985,000	1.30
15	日本	株式	TDK	電気機器	85,000	5,623.54	478,001,000	2,733.00	232,305,000	1.21
16	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	85,000	3,804.36	323,371,000	2,688.00	228,480,000	1.19
17	日本	株式	コナミ	情報・通信業	85,000	1,726.87	146,784,000	2,619.00	222,615,000	1.16
18	日本	株式	デンソー	輸送用機器	85,000	3,089.71	262,626,000	2,511.00	213,435,000	1.11
19	日本	株式	電通	サービス業	85,000	2,586.77	219,876,000	2,474.00	210,290,000	1.10
20	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	85,000	2,598.05	220,835,000	2,440.00	207,400,000	1.08
21	日本	株式	オリンパス	精密機器	85,000	2,468.49	209,822,000	2,417.00	205,445,000	1.07
22	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	850	296,527.01	252,047,960	241,400.00	205,190,000	1.07
23	日本	株式	ダイキン工業	機械	85,000	2,781.24	236,406,000	2,236.00	190,060,000	0.99
24	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	85,000	2,236.36	190,091,000	2,189.00	186,065,000	0.97
25	日本	株式	花王	化学	85,000	2,226.72	189,272,000	2,164.00	183,940,000	0.96
26	日本	株式	日揮	建設業	85,000	2,001.95	170,166,000	1,924.00	163,540,000	0.85
27	日本	株式	ニコン	精密機器	85,000	1,924.64	163,595,000	1,843.00	156,655,000	0.81
28	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	425	349,939.44	148,724,265	363,500.00	154,487,500	0.80
29	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	85,000	2,915.44	247,813,000	1,815.00	154,275,000	0.80
30	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	85,000	1,670.77	142,016,000	1,772.00	150,620,000	0.78

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.19
	鉱業	0.21
	建設業	2.84
	食料品	4.36
	繊維製品	0.74
	パルプ・紙	0.56
	化学	6.46
	医薬品	6.92
	石油・石炭製品	0.44
	ゴム製品	0.99
	ガラス・土石製品	2.18
	鉄鋼	0.56
	非鉄金属	1.66
	金属製品	0.56
	機械	4.69
	電気機器	18.79
	輸送用機器	6.25
	精密機器	3.87
	その他製品	0.98
	電気・ガス業	0.43
	陸運業	2.58
	海運業	0.29
	空運業	0.10
	倉庫・運輸関連業	0.37
	情報・通信業	9.11
	卸売業	2.77
	小売業	9.01
	銀行業	1.47
	証券、商品先物取引業	0.41
	保険業	1.06
	その他金融業	0.67
不動産業	2.09	
サービス業	2.84	
	小計	96.61
合計		96.61

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建 / 売建	通貨	枚数	簿価	評価額 (時価)	投資比率 (%)
日経平均株価先物(2011年12月限)	大阪証券取引所	株価指数先物	買建	円	72	616,370,360	626,400,000	3.27

(3)運用実績

純資産の推移

平成23年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15期 (2002年2月18日)	23,476	23,476	0.3566	0.3566
第16期 (2003年2月17日)	20,397	20,397	0.3104	0.3104
第17期 (2004年2月17日)	22,552	22,672	0.3776	0.3796
第18期 (2005年2月17日)	22,548	22,686	0.4075	0.4100
第19期 (2006年2月17日)	29,072	29,230	0.5522	0.5552
第20期 (2007年2月19日)	26,078	26,265	0.6283	0.6328
第21期 (2008年2月18日)	20,835	20,944	0.4782	0.4807
第22期 (2009年2月17日)	15,860	16,008	0.2681	0.2706
第23期 (2010年2月17日)	19,400	19,561	0.3622	0.3652
第24期 (2011年2月17日)	20,623	20,786	0.3818	0.3848
2010年9月末日	21,703		0.3332	
10月末日	21,061		0.3271	
11月末日	20,179		0.3530	
12月末日	19,978		0.3635	
2011年1月末日	19,702		0.3636	
2月末日	20,213		0.3744	
3月末日	19,431		0.3464	
4月末日	19,570		0.3496	
5月末日	19,238		0.3439	
6月末日	19,478		0.3484	
7月末日	19,172		0.3488	
8月末日	19,177		0.3177	
9月末日	19,109		0.3109	

分配の推移

期	1口当たりの分配金
第15期	0.0000 円
第16期	0.0000 円
第17期	0.0020 円
第18期	0.0025 円
第19期	0.0030 円
第20期	0.0045 円
第21期	0.0025 円
第22期	0.0025 円
第23期	0.0030 円
第24期	0.0030 円

収益率の推移

期	収益率
第15期	22.9 %
第16期	13.0 %
第17期	22.3 %
第18期	8.6 %
第19期	36.2 %
第20期	14.6 %
第21期	23.5 %
第22期	43.4 %
第23期	36.2 %
第24期	6.2 %
第25期(中間期)	15.9 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

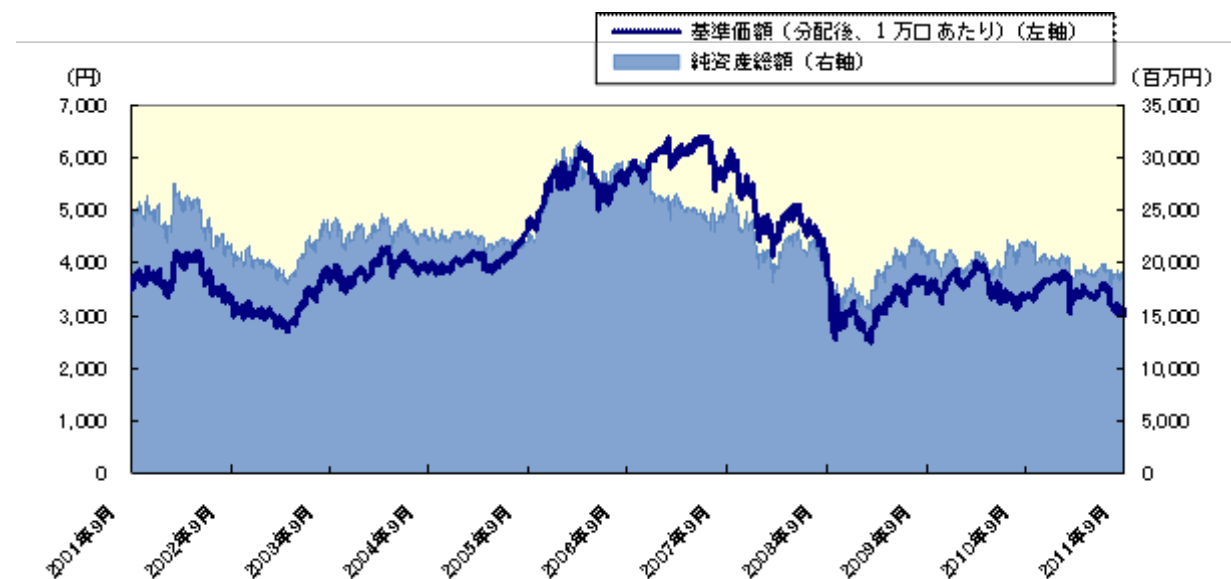
(4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第15期	68,392,947,009	25,586,447,941	65,844,232,201
第16期	19,795,699,011	19,923,017,344	65,716,913,868
第17期	15,074,702,295	21,060,590,977	59,731,025,186
第18期	12,479,318,587	16,879,225,991	55,331,117,782
第19期	18,867,128,274	21,547,581,586	52,650,664,470
第20期	15,413,709,678	26,554,137,007	41,510,237,141
第21期	13,589,427,410	11,526,342,004	43,573,322,547
第22期	22,152,724,316	6,573,669,776	59,152,377,087
第23期	12,553,372,605	18,145,646,951	53,560,102,741
第24期	20,170,571,130	19,714,029,072	54,016,644,799
第25期(中間期)	10,471,412,455	4,729,122,579	59,758,934,675

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2011年9月30日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次）



[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

2011年2月	30 円
2010年2月	30 円
2009年2月	25 円
2008年2月	25 円
2007年2月	45 円
設定来累計	743 円

[主要な資産の状況]

銘柄別投資比率<上位>				業種別投資比率<上位>		
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)	順位	業種	投資比率 (%)
1	ファーストリテイリング	小売業	6.2	1	電気機器	18.8
2	ファナック	電気機器	4.8	2	情報・通信業	9.1
3	ソフトバンク	情報・通信業	3.1	3	小売業	9.0
4	京セラ	電気機器	2.9	4	医薬品	6.9
5	KDDI	情報・通信業	2.4	5	化学	6.5
6	キャノン	電気機器	2.4			
7	本田技研工業	輸送用機器	2.0			
8	テルモ	精密機器	1.8			
9	信越化学工業	化学	1.7			
10	セコム	サービス業	1.7			

[年間収益率の推移] (暦年ベース)



- ・ ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ 2011年は年初から9月末までのファンドの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第3 【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の中間財務諸表が追加されます。

< 中間財務諸表 >

株式インデックス 225

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成23年3月31日付内閣府令第10号により改正されておりますが、第24期中間計算期間(平成22年2月18日から平成22年8月17日まで)については内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則および内閣府令第10号改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第25期中間計算期間(平成23年2月18日から平成23年8月17日まで)については内閣府令第50号改正後の中間財務諸表等規則および内閣府令第10号附則第5条第1項により、内閣府令第10号改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第24期中間計算期間(平成22年2月18日から平成22年8月17日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第25期中間計算期間(平成23年2月18日から平成23年8月17日まで)については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期中間計算期間(平成22年2月18日から平成22年8月17日まで)および第25期中間計算期間(平成23年2月18日から平成23年8月17日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第24期中間計算期間末 平成22年 8月17日現在	第25期中間計算期間末 平成23年 8月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	527,843,510	706,865,611
株式	20,136,850,750	18,731,018,880
派生商品評価勘定	-	1,391,180
未収配当金	16,877,000	18,534,000
未収利息	1,501	1,765
差入委託証拠金	27,570,000	38,860,000
流動資産合計	20,709,142,761	19,496,671,436
資産合計	20,709,142,761	19,496,671,436
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,602,130	13,481,420
未払金	-	224,891,665
未払解約金	5,913,378	2,454,829
未払受託者報酬	5,219,807	5,014,638
未払委託者報酬	59,505,806	57,166,757
その他未払費用	313,126	300,818
流動負債合計	79,554,247	303,310,127
負債合計	79,554,247	303,310,127
純資産の部		
元本等		
元本	63,731,229,320	59,758,934,675
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	43,101,640,806	40,565,573,366
（分配準備積立金）	3,095,022,389	2,314,068,401
元本等合計	20,629,588,514	19,193,361,309
純資産合計	20,629,588,514	19,193,361,309
負債純資産合計	20,709,142,761	19,496,671,436

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期中間計算期間 自平成22年 2月18日 至平成22年 8月17日	第25期中間計算期間 自平成23年 2月18日 至平成23年 8月17日
営業収益		
受取配当金	166,975,308	195,129,912
受取利息	313,362	250,366
有価証券売買等損益	2,178,327,278	3,361,102,418
派生商品取引等損益	81,088,940	50,194,870
その他収益	84,244	75,400
営業収益合計	2,092,043,304	3,215,841,610
営業費用		
受託者報酬	5,219,807	5,014,638
委託者報酬	59,505,806	57,166,757
その他費用	313,126	300,818
営業費用合計	65,038,739	62,482,213
営業利益	2,157,082,043	3,278,323,823
経常利益	2,157,082,043	3,278,323,823
中間純利益	2,157,082,043	3,278,323,823
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	16,711,977	142,876,035
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	34,159,366,653	33,392,646,734
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,085,728,872	2,934,459,070
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,085,728,872	2,934,459,070
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,854,209,005	6,971,937,914
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,854,209,005	6,971,937,914
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	43,101,640,806	40,565,573,366

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第24期中間計算期間 自 平成22年2月18日 至 平成22年8月17日	第25期中間計算期間 自 平成23年2月18日 至 平成23年8月17日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。	(1) 株式 同左 (2) 先物取引 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金 同左 (2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成22年2月18日から平成23年2月17日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成22年2月18日から平成22年8月17日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成23年2月18日から平成24年2月17日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成23年2月18日から平成23年8月17日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第24期中間計算期間末 平成22年8月17日現在	第25期中間計算期間末 平成23年8月17日現在
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	63,731,229,320 口	59,758,934,675 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	43,101,640,806 円	40,565,573,366 円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.3237 円 3,237 円)	0.3212 円 3,212 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第24期中間計算期間末 平成22年8月17日現在	第25期中間計算期間末 平成23年8月17日現在
	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第24期中間計算期間 自 平成22年2月18日 至 平成22年8月17日	第25期中間計算期間 自 平成23年2月18日 至 平成23年8月17日
期首元本額 53,560,102,741 円	期首元本額 54,016,644,799 円
期中追加設定元本額 15,002,509,378 円	期中追加設定元本額 10,471,412,455 円
期中一部解約元本額 4,831,382,799 円	期中一部解約元本額 4,729,122,579 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第24期中間計算期間末(平成22年8月17日現在)			第25期中間計算期間末(平成23年8月17日現在)		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 先物取引 株価指数先 物取引 買建	476,240,000	467,670,000	8,602,130	445,980,000	433,920,000	12,090,240
合計	476,240,000	467,670,000	8,602,130	445,980,000	433,920,000	12,090,240

(注)時価の算定方法

先物取引

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書

平成23年9月30日現在

資産総額	20,021,323,744	円
負債総額	911,897,633	円
純資産総額(-)	19,109,426,111	円
発行済口数	61,465,618,719	口
1口当たり純資産額(/)	0.3109	円

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 資本金の額

平成23年3月末現在、17,180百万円

(以下 略)

<訂正後>

(1) 資本金の額

平成23年9月末現在、17,180百万円

(以下 略)

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	733	10,165,310
単位型株式投資信託	30	253,455
追加型公社債投資信託	18	4,514,206

単位型公社債投資信託	0	0
合計	781	14,932,971

第2 【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
株式会社りそな銀行 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成23年8月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
アーク証券株式会社	2,619百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
八十二証券株式会社	800百万円	
安藤証券株式会社	2,280百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	
今村証券株式会社	500百万円	
岩井証券株式会社 ¹	3,000百万円	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
永和証券株式会社	500百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
岡地証券株式会社	1,500百万円	
おきなわ証券株式会社	628百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	

木村証券株式会社	500百万円
極東証券株式会社	5,251百万円
あかつき証券株式会社	2,065百万円
光世証券株式会社	12,000百万円
寿証券株式会社	305百万円
静岡東海証券株式会社	600百万円
荘内証券株式会社	100百万円
上光証券株式会社	500百万円
新大垣証券株式会社	175百万円
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円
大熊本証券株式会社	343百万円
高木証券株式会社	11,069百万円
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円
東海東京証券株式会社	6,000百万円
東武証券株式会社	420百万円
東洋証券株式会社	13,494百万円
内藤証券株式会社	3,002百万円
中原証券株式会社	506百万円
フィリップ証券株式会社	800百万円
新潟証券株式会社	600百万円
かざか証券株式会社	3,000百万円
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円
ばんせい証券株式会社	1,558百万円
日の出証券株式会社	4,650百万円
廣田証券株式会社	600百万円
ひびき証券株式会社 ¹	500百万円
前田証券株式会社	2,198百万円
丸三証券株式会社	10,000百万円
丸八証券株式会社	3,676百万円
丸福証券株式会社	852百万円
株式会社証券ジャパン	3,000百万円
三木証券株式会社	500百万円
みずほインベスターズ証券株式会社 ¹	80,288百万円
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	18,000百万円
水戸証券株式会社	12,272百万円
SMBCフレンド証券株式会社	27,270百万円
明和証券株式会社	511百万円
山形証券株式会社	100百万円
豊証券株式会社	2,540百万円
楽天証券株式会社	7,495百万円
野村証券株式会社 ²	10,000百万円

株式会社 東北銀行	8,233百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 三重銀行 ¹	15,295百万円	
株式会社 三井住友銀行 ¹	1,770,996百万円	
株式会社 十八銀行	24,404百万円	
株式会社 宮崎太陽銀行	12,252百万円	
株式会社 沖縄海邦銀行	4,537百万円	
株式会社 福岡中央銀行	2,500百万円	
株式会社 北洋銀行	121,101百万円	
株式会社 南日本銀行	16,601百万円	
株式会社 みちのく銀行	34,167百万円	
株式会社 秋田銀行 ³	14,100百万円	
株式会社 紀陽銀行 ³	80,096百万円	
明治安田生命保険相互会社	410,000百万円 ⁴	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
セントラル短資株式会社	5,000百万円	コール資金の貸付けまたはその貸借の媒介等を業として営んでいます。
近畿産業信用組合	16,041百万円 ⁵	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

* 平成23年8月末現在

- 1 岩井証券株式会社、ひびき証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、株式会社 三重銀行および株式会社三井住友銀行は、新規の募集・販売は行ないません。
- 2 野村証券株式会社における申込みの取扱いは、野村アセットマネジメント株式会社よりファンドの口座を移管した投資家および確定拠出年金法に基づいて個人または事業主が拠出した資金をもって受益権の申込みを行なう投資家ならびに保険業法に規定する特別勘定の投資対象として受益権の申込みを行なう保険会社等に限定させていただきます。
- 3 株式会社秋田銀行および株式会社紀陽銀行における申込みの取扱いは、確定拠出年金法に基づいて個人または事業主が拠出した資金をもって受益権の申込みを行なう投資家に限定させていただきます。
- 4 明治安田生命保険相互会社の資本金の額の箇所には「基金」および「基金償却積立金」の合計額を記載しております。
- 5 近畿産業信用組合の資本金の額の箇所には、出資の総額を記載しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年9月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている株式インデックス 225の平成22年2月18日から平成22年8月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式インデックス 225の平成22年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年2月18日から平成22年8月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年10月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている株式インデックス 225の平成23年2月18日から平成23年8月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式インデックス 225の平成23年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年2月18日から平成23年8月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。